

保 存 用

ご使用のきまり 各種手続きについて

平成 21 年 10 月 1 日 改定



飯盛霊園組合

〒575-0012 四條畷市大字下田原 448 番地

電 話 0743-78-1195

F A X 0743-78-1196

<http://www.iimoreienkumiai.shijonawate.osaka.jp>

目次

ご使用のきまり

使用の制限	2
埋蔵物の制限	2
使用权の承継	2
使用許可の取消	2
使用权の消滅	2
墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳	2
維持費について	2
墓碑等を設置する場合の制限	3～4

各種手続きについて

墓所に納骨される時	5
他の墓所等からご遺骨を移される時の手続き（改葬許可証について）	5
住所等を変更（表示変更を含む）された時	5
墓所を承継して使用される時	5～6
祭祀が絶えることが予想される場合（承継者がいない場合）	6
墓所使用許可書をなくされたら	6
困障（巻石）や墓碑等を設置する場合	6
不要墓所は返還してください	7

その他

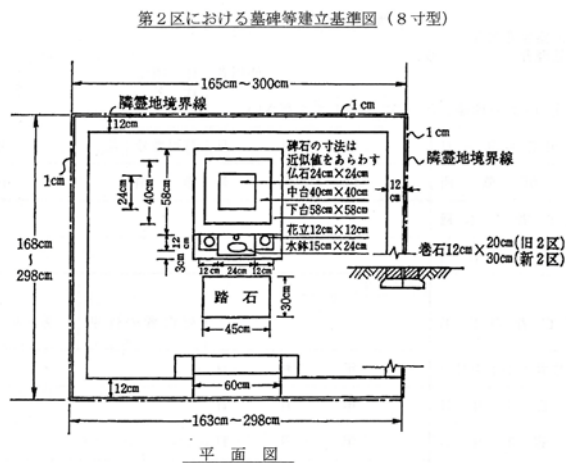
個人情報の取扱いについて	7
墓所位置照会業務	7
「壺園だより」の発行について	7

□ 墓碑等を設置する場合の制限

囲障（巻石）、墓碑等を設置する場合、各区分により次のような制限を設けています。

区	列	種別	囲障（巻石）の高さ （組合の定める基準点より）	墓碑の高さ （巻石上面より）	玉垣の高さ （巻石上面より）	植栽
1区	全域	平面墓所	50cm以下	2m以下	50cm以下	2m以下
2区	全域	規格墓所	基準図（1）による		設置できない	50cm以下
3区	1～24列	平面墓所	50cm以下	2m以下	50cm以下	2m以下
	25～27列		30cm以下			
4区	1～28列	平面墓所	50cm以下	2m以下	50cm以下	2m以下
	30～35列		30cm以下			
5～6区	全域					
7区	12列以外					
7区	12列	壁型墓所	基準図（2）による		設置できない	50cm以下
8～11区	全域					
12区	1・4	平面墓所	30cm以下	2m以下	50cm以下	2m以下
13区	7～10列					
12区	1・4列	スロープ墓所	施工参考図による	2m以下	50cm以下	2m以下
13区	2・3					
13区	5・6列					
13区	2・3	芝生墓所	設置できない	基準図（3）による	設置できない	植栽できない
13区	5～9列					
墓碑等への刻入文字について		墓碑等には建立者として使用者の姓名を記し、家名を記すときは、使用者の姓とする。 * 事情により、使用者の姓以外で墓碑を建立する場合は、組合の許可が必要です。 * 使用者以外の姓を刻入する場合は、事前に組合事務所と相談し、許可を受けてください。				
その他の注意事項		* 囲障（巻石）は、境界からそれぞれ1cm以上控えること。 * 囲障の基準点については、各区域により組合で定めています。組合の指示を受けてください。 * 使用墓所には、犬、猫等のペット類は一切埋蔵できません。埋蔵を想起するようなモニュメント類の設置、刻入等もできません。				

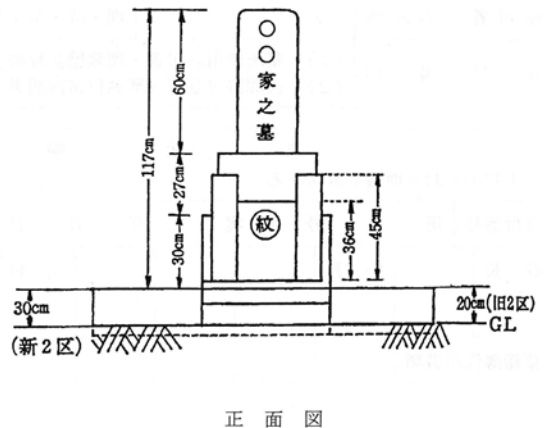
基準図（1） 規格墓所（第2区）における墓碑等建立基準図



(注)

- ・水子地蔵
- ・霊標
- ・塔婆立て
- ・ローソク立て
- ・経机
- ・供物台
- ・物置台
- ・線香立て

本図面以外に取り付けることができるもの

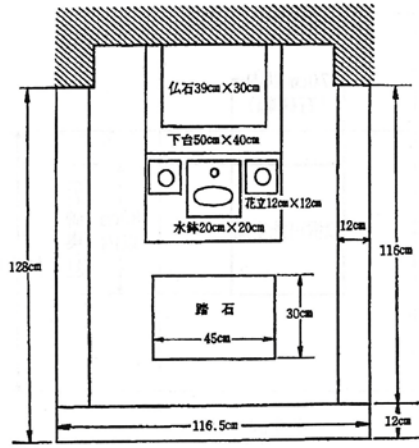


墓碑は前面墓参路に面して建立すること。

巻石の高さ
 旧2区（1列～22列）：20cm
 新2区（23列～29列）：30cm

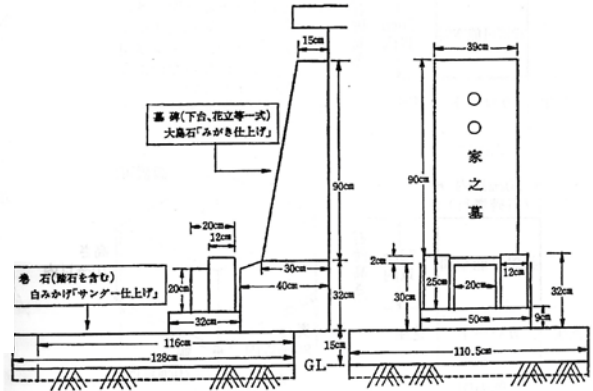


基準図(2) 壁型墓所における墓碑等建立基準図



平面図

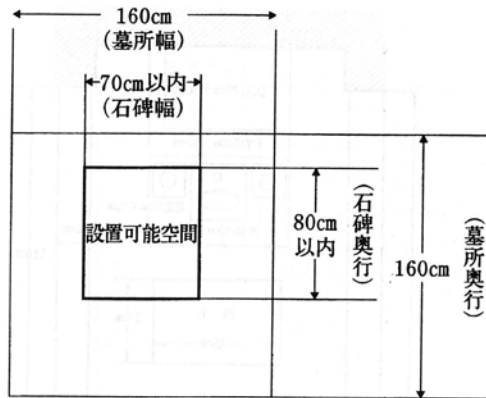
(注)
 ・本図面以外に取り付けることができるもの
 ・水子地蔵・霊標・塔婆立て・ローソク立て
 ・経机・供物台・物置台・線香立て



側面図

正面図

基準図(3) 芝生墓所における墓碑等建立基準図



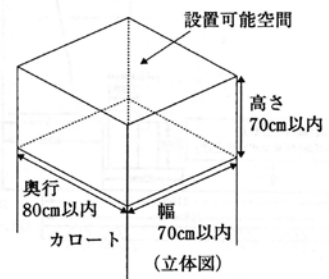
平面図

墓碑は前面墓参路に面して建立すること。



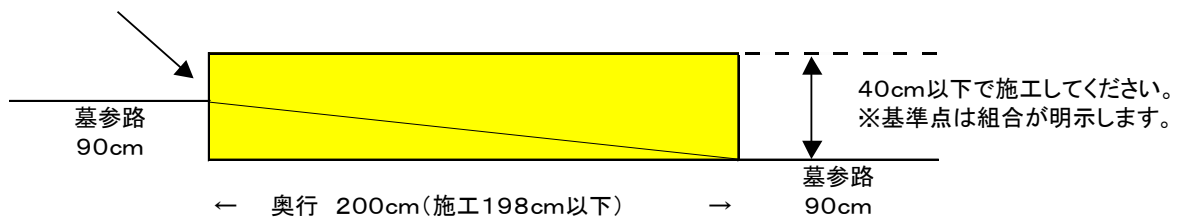
側面図

- 1 石碑等はカロート上部の設置可能空間内で設置してください。
(幅70cm、奥行80cm、高さ70cm)
- 2 花立、ローソク立て、水鉢等も上記設置可能空間内に設置してください。
- 3 上記設置可能空間以外に生垣、囲障等を設置したり、植栽をすることはできません。
- 4 ローソク立等、火気使用物を設置する場合は、火災にならないよう配慮したものを設置してください。
- 5 カロートの変更はできません。



施工参考図 スロープ墓所における巻石施工参考図

※巻石を水平施工した場合、後面の高さは、各墓所の傾斜によって異なります。



巻石(囲障)は、境界からそれぞれ1cm以上控えること。

各種手続きについて

○ 墓所に納骨される時

ご遺骨を墓所に埋蔵される時は、墓地、埋葬等に関する法律および霊園規則により、組合への届出が必要です。

下記の必要書類を提出し、埋蔵歴記録帳に埋蔵事項の記入を受けてください。届出がなければ組合で墓籍の管理ができませんので、必ず手続きをしてください。

(手続きに必要なもの)

- ◇ 埋蔵許可申請書 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 火葬許可証 (火葬執行済証明のあるもの) または、改葬許可証
- ◇ 印鑑・・・認印
- ◇ 手数料・・・800円

○ 他の墓所等からご遺骨を移される時の手続き(改葬許可証について)

(手続きの順序)

- ① 埋蔵してある墓地等の所在地の市町村役場で「改葬許可申請書」の用紙をもらう。
※ 用紙は組合事務所窓口にも用意しておりますが、地域によって使用できない場合があります。
 - ② 墓地等の管理者に申し出て①の申請書に埋蔵事実の証明をしてもらう。
 - ③ ②の証明のある「改葬許可申請書」を市町村役場に提出し「改葬許可証」を交付してもらう。
- (注意) 土葬していた遺骨を改葬し、当霊園に埋蔵する場合は、火葬する必要があります。

○ 住所等を変更(表示変更を含む)されたとき

住所(住居表示変更を含む)や本籍地、氏名を変更されたときは、すみやかに組合へ届出をお願いします。組合からの郵便物が届かず、**住所不明扱いとなる場合もあります。**

住所不明のまま7年が経過しますと、**霊園条例第14条によって使用権が消滅することになりますので、特にご注意ください。**

(手続きに必要なもの)

- ◇ 住所等変更届出書 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ 墓所使用許可書
 - ◎ 本籍・氏名変更のときは・・・戸籍抄本
 - ◎ 住所変更(転居)のときは・・・住民票
 - ◎ 住居表示変更のときは・・・住居表示変更証明書
- ◇ 印鑑・・・・・・・・・・・・・・認印

○ 墓所を承継して使用される時

現使用者が死亡されて、墓所の祭祀を承継して使用される場合は、墓所承継使用許可申請(名義変更許可申請)をして、組合の許可を受けてください。

現使用者が死亡されてから、4年を経過しても承継者からの申請がない場合は、**霊園条例第14条によって使用権が消滅してしまいますので、くれぐれもご注意ください。**

承継者とは、当該墓所の祭祀を引き継がれる方で、相続人全員を含む親族間の協議によって、祭祀の主宰者として認められた方です。また、承継者は死亡された現使用者の祭祀についても主宰者であることを原則とします。



(手続きに必要なもの)

承継者と現使用者との続柄や承継事情によって提出していただく書類が異なります。承継申請される場合は、事前に組合事務所で必要書類をご照会ください。

- ◇ 墓所承継使用許可申請書 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 承継者の戸籍謄本・住民票・実印及び印鑑登録証明書
- ◇ 現使用者の死亡事項が記載された戸籍
- ◇ その他・・・協議書や戸籍など、親族間の協議事実を証明するのに必要とする書類
- ◇ 手数料・・・・・・・・・3,000円

○ 祭祀が絶えることが予想される場合(承継者がいない場合)

現使用者に、祭祀を引き継ぐ承継者がいない場合は、使用中の墓所を返還し、「虹の丘」(飯盛霊園の合葬墓)への改葬を申請することができます。

「虹の丘」は承継者を必要としない新形式のお墓で、単身者や承継者のいないご夫婦等にも使用いただける埋蔵施設として、飯盛霊園組合が永代に亘って管理運営する墓所です。

使用墓所を返還し、「虹の丘」に改葬される場合は、すでに埋蔵されている埋蔵者の「虹の丘」使用料の免除規定や、返還届を提出される現使用者の生前予約制度などありますので、承継者がなく、祭祀の将来を心配されている使用者の方は、組合事務所にご相談ください。

○ 墓所使用許可書をなくされたら

「墓所使用許可書」を紛失または汚損したときは、再交付の手続きをしてください。

墓所使用許可書は、ご遺骨を埋蔵される時や墓所を承継して使用する時に墓所の使用権を証明する大切な書類です。

また、石碑を建立される時などに必要となりますので、大切に保管ください。

(手続きに必要なもの)

- ◇ 墓所使用許可書再交付申請書 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ **使用者本人が申請に来られる場合**・・・・・・・・使用者本人を確認できる書類
(運転免許証・パスポート等)
- ◇ **使用者以外の方が申請に来られる場合**・・・・実印及び印鑑登録証明書
- ◇ 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・800円

○ 囲障(巻石)や墓碑等を設置する場合

墓所に建立される墓碑等については、その寸法や刻入文字に若干の制限があります。石材業者との契約前に必ずこの制限を確認してください。(3・4頁参照)

囲障(巻石)や墓碑等を設置する場合は、使用者と施工業者(石材業者等)との連名で臨時使用許可申請書を提出し、組合の許可(立会い)を受けてください。申請書は、施工業者が施工予定日の1ヶ月から2日前までに、墓石建立図または施工図面及び臨時使用料を添えて、組合に提出してください。

なお、石材業者に施工依頼される時は、軽微な工事等であっても墓所使用許可書を確認のうえ、墓所使用者名、墓所番号、許可番号などを正確にお伝えください。

お盆・お彼岸の期間中、年末年始、土、日、祝等は、墓参者の事故防止のため、工事施工は禁止しております(工事はできません)。ご了承ください。

当組合では石材業者の指定制度や登録制度は採用していません。

当組合の規則を守っていただける業者であれば全国どこの石材業者であっても同じ条件で施工できます。ただし、当霊園で初めて施工する石材業者には、規則をお知らせする必要がありますので、事前に組合事務所へお問い合わせください。

○ 不要墓所は返還してください

他の霊園を確保されたり、遠隔地に転宅するなどの理由で当霊園の墓所が不要となりましたら、組合に返還の届出をお願いします。墓所の使用権は、親族間であっても譲渡したり転貸することは一切できません。

返還いただきますと、墓所の使用状態により、下記により既納の使用料を還付することができます。

返還をいただいた墓所は、墓所を必要とされる方に貸与できますので、よろしくお願いします。

使用許可時よりの経過年数	未使用の場合	既使用の場合
3年以内の年数	既納使用料の3分の2の額	既納使用料の3分の1の額
3年を超え6年以内の年数	既納使用料の2分の1の額	既納使用料の4分の1の額
6年を超える年数	既納使用料の3分の1の額	既納使用料の6分の1の額

維持費は永代維持費または長期分納維持費を納入されている場合に限り、使用期間分を年単位で差し引き、残額を還付することができます。

注:「既使用」とは、石碑又は木標を建立した状態をいいます。巻石を施工しただけの状態は「未使用」として扱います。

(手続きに必要なもの)

- ◇ 墓所返還届 (組合事務所窓口にあります。)
- ◇ 墓所使用許可書・埋蔵歴記録帳
- ◇ 実印及び印鑑登録証明書

その他・・・墓所の使用状況により組合がその他の書類の提出をお願いする場合があります。

そ の 他

□ 個人情報の取扱いについて

飯盛霊園では、墓地及び墓籍の管理に資する目的で、使用者の皆様から個人情報（プライバシー）をご提供いただく場合がございます。

ご提供いただきました使用者の方々のご個人情報は、飯盛霊園のプライバシーポリシーに則り、適切にお取り扱いいたしております。

個人情報は、本来の目的にのみ利用し、原則としてご本人の同意なく第三者に提供するようなことはありません。

□ 墓所位置照会業務

墓参に来られたご親戚やご友人の方が、墓地の位置が分からず、お困りの場合がございます。

このような場合、飯盛霊園では墓地管理の一環として、故人のお名前や使用者のお名前を確認し、ご使用の墓所をお応えする「墓所位置照会業務」を実施しております。

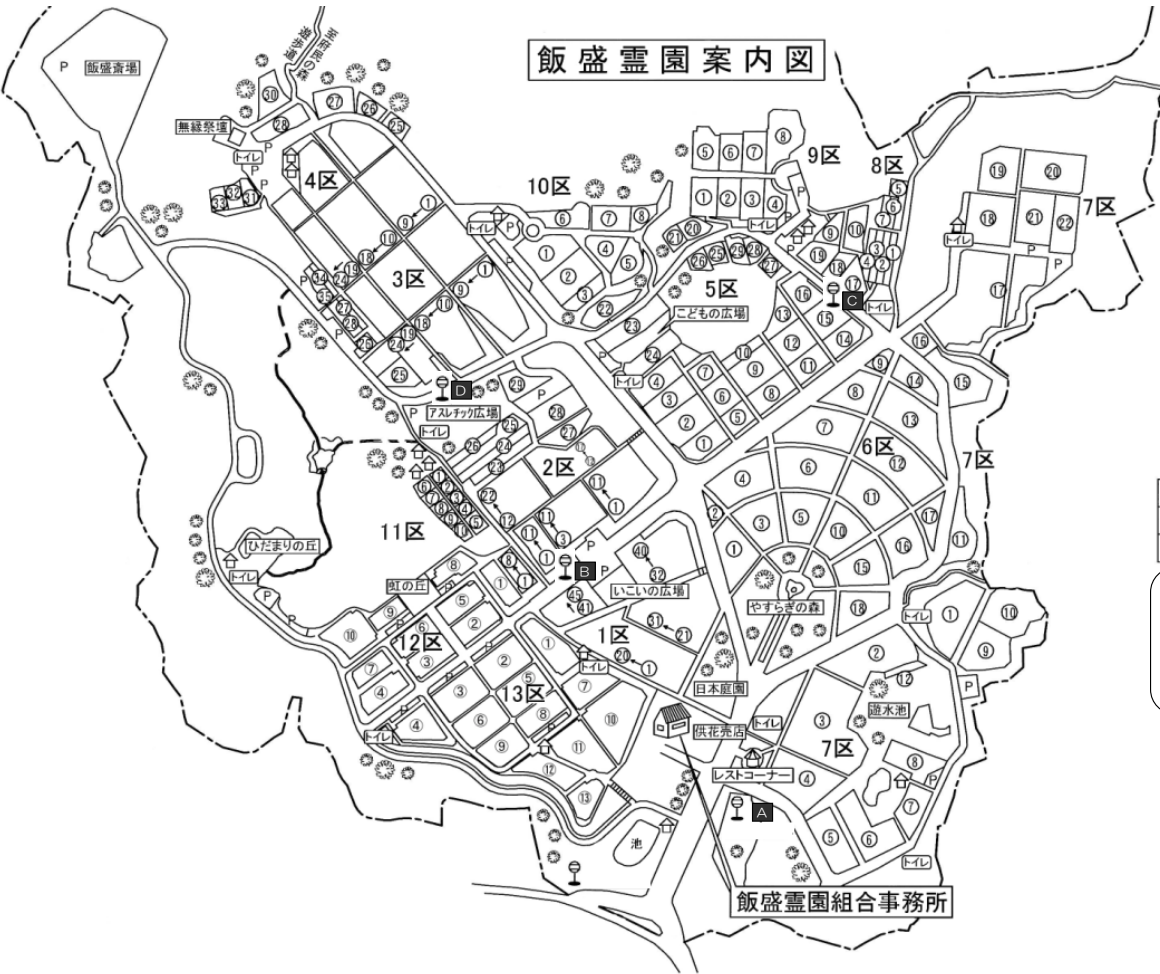
この業務を不要とされる使用者の方は、直接、組合事務所に「照会業務停止」のご連絡いただきますようお願いいたします。

□ 「霊園だより」の発行について

使用者の方には、年に1度「霊園だより」をお届けします。

各種手続きなどに変更があった場合は、霊園だよりでお知らせします。

飯盛霊園案内図



トイレ	トイレ
P	駐車場
合	休憩所

- 巡回バス停留所**
- A** 飯盛霊園
 - B** いこいの広場前
 - C** 5区15列横
 - D** アスレチック広場前

飯盛霊園組合事務所